

# 兵庫県公報

平成26年 6月24日 火曜日 第 2605 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

告 示	ページ
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）	2
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	3
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	4
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	7
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定（同）	8
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の廃止の届出（同）	8
平成26年度職業訓練指導員試験の実施（能力開発課）	8
土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	10
土地改良区清算人の退任の届出（同）	10
平成26年度家畜商講習会の開催（畜産課）	10
昭和63年兵庫県告示第1541号（漁業災害補償法の規定に基づく区域を定めたもの）の一部改正（水産課）	11
平成11年兵庫県告示第538号（漁業災害補償法に基づく地先水面を分けて定める一定の区域）の一部改正（同）	11
平成25年兵庫県告示第1022号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）の一部改正（同）	11
保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	12
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	13
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置及び構造等の変更許可申請の概要（同）	14
公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	15
道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（道路保全課）	16
急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	16
景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	16
道路の位置指定（建築指導課）	17
同上（同）	17
同上（同）	17
公 告	
工場跡地等再生促進地区の指定（新産業課）	18
大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	18
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	19
同上（同）	20
入札公告（管理課）	20
県議会事務局公告	
落札者等の公示	23
選挙管理委員会告示	
地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	23
地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	23
平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	24
平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	25

教育委員会規則	
学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則 .....	25
公安委員会告示	
警備員指導教育責任者講習の実施 .....	27

公布された法令のあらまし

- ◎学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第8号）
- 1 補償額の算定の基礎となる補償基礎額を改定することとした。
  - 2 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の経験年数に加える換算年数を改定することとした。
  - 3 長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を改定することとした。

告 示

兵庫県告示第572号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成26年6月24日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名 称	所在地	開設者	指定年月日
ピープル薬局朝霧	明石市朝霧南町1 193 8	植 田 哲 嗣	平成26年4月1日
本町薬局	同 市本町1 3 11	有限会社ジェイ・エッチ・エス	同
旭が丘ひまわり薬局	同 市旭が丘14 9	有限会社リパティ	平成26年5月1日
ひよこキッズクリニック	芦屋市月若町8 2 2	民 田 永 理	同
えいと歯科	伊丹市西台3 9 20 アシビル5F	山 下 建 司	平成26年5月9日
あたらし歯科医院	加古川市加古川町備後63 3	新 和 教	同 年2月1日
あだちこども診療所	同 市加古川町美乃利465 1	足 立 昌 夫	同 年5月1日
おおぐに調剤薬局	同 市西神吉町大国670 21	株式会社メディケート	同
つつじ薬局美乃利	同 市加古川町美乃利466 6	株式会社アメニティ・プランニング	同
わきさか歯科クリニック	同 市加古川町粟津771 4	和氣坂 慶 祐	同
サンミ調剤薬局赤穂店	赤穂市加里屋字駅前町67 8	有限会社サンミ	平成25年8月31日
おひさま薬局	宝塚市山本西2 7 3 MUCCS珍樹園ビル104号	近 藤 俊 浩	平成26年4月1日
オリーブ三木訪問看護ステーション	三木市加佐字一ヶ坪273 2	医療法人社団栄宏会	同 年3月1日
阪神調剤薬局三木大村店	同 市大村1208	株式会社阪神調剤薬局	同 年4月1日
デンタルサポートふれあいクリニック	同 市本町2 5 14	萩 谷 昇	同 年5月1日

みずくろ歯科	川西市清和台東3 1 39	水黒健一	同年4月1日
株式会社セコム川西訪問看護ステーション	同 市新田1 5 4	セコム医療システム株式会社	同 月25日
栄宏会小野病院	小野市天神町973	医療法人社団栄宏会	同 月1日
佐藤皮膚科	三田市けやき台1 10 1	佐藤直樹	平成26年5月1日
まえた内科神経内科クリニック	加西市野上町274	前田真伸	同年4月1日
ささやま薬局	篠山市黒岡186 5	有限会社ジェイ・エッチ・エス	同
山崎眼科	南あわじ市市小井字川西451 57	医療法人社団山崎眼科	同
聖隷淡路病院	淡路市夢舞台1 1	社会福祉法人聖隷福祉事業団	同
加東市訪問看護ステーション	加東市家原85	加東市長	同



#### 兵庫県告示第573号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成26年6月24日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
ウエルシア薬局COMBO明舞店	明石市松が丘2 3 3	医療機関名称	COMBO明舞イレブン薬局	ウエルシア薬局COMBO明舞店	平成26年5月1日
医療法人社団晃成会晃成会クリニック	宝塚市光明町1 9	同上	医療法人社団晃成会岩津外科胃腸外科クリニック	医療法人社団晃成会晃成会クリニック	同
スマレ調剤薬局	宍粟市山崎町鹿沢129 5	開設者名称	有限会社ダリア薬局	有限会社ダリア	平成25年6月22日
ピオラ調剤薬局	同 市山崎町今宿223 18	同上	同上	同上	同
大西メディカルクリニック	加古郡稲美町国岡2 9 1	医療機関名称	大西整形外科クリニック	大西メディカルクリニック	平成26年4月1日

#### 2 廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地	開設者	廃止年月日
ピープル薬局朝霧	明石市朝霧南町1 193 8	奥小路 美枝子	平成26年3月31日
西村歯科医院	同 市東人丸町4 1	西村 朗	同
なおみ歯科・矯正歯科	伊丹市西台3 9 20	金谷 直味	平成26年1月5日
あたらし歯科医院	加古川市加古川町備後60 1	新 和 教	同 月31日
サンミ調剤薬局赤穂店	赤穂市加里屋字駅前町67 8	有限会社サンミ企画	平成25年8月30日

医療法人社団福井医院	川西市大和東3 2 8	医療法人社団福井医院	平成26年3月31日
みずくろ歯科	同 市清和台東3 1 8 ガーデンモール清和台2F	水黒健一	同
笹井皮膚科	同 市栄町10 1 202号	笹井敬子	平成26年4月10日
土井病院附属診療所	小野市天神町973	医療法人社団栄宏会	同 年3月31日
つつみ神経内科	加西市野上町274	堤 明	同
ささやま薬局	篠山市黒岡186 5	株式会社メディカルジェーネット	同
山崎眼科	南あわじ市市小井字川西451 57	山崎樹敬	同
聖隷淡路病院	淡路市岩屋38	社会福祉法人聖隷福祉事業団	同
加東市訪問看護ステーション	加東市家原130	加東市長	同



## 兵庫県告示第574号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成26年6月24日

兵庫県知事 井戸敏三

## 指定介護機関

名称	所在地	開設者	サービス種類	指定年月日
リーフ薬局	明石市朝霧南町2 181 8 あおばビル1F	有限会社ピープルファーマシー	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理指導	平成26年4月24日
デイサービスセンター 桜ヶ丘	洲本市中川原町中川原222 2	社会福祉法人ひょうご聴覚障害者福祉事業協会	通所介護、介護予防 通所介護	同 年5月1日
エルケア株式会社エル ケア芦屋ケアセンター	芦屋市川西町2 37 芦屋サ ウザンドビル308号	エルケア株式会社	訪問介護、介護予防 訪問介護	同 年4月1日
J A たじま豊岡シヨ トステイ	豊岡市大篠岡962 2	たじま農業協同組合	短期入所生活介護、 介護予防短期入所生 活介護	同 月20日
あたらし歯科医院	加古川市加古川町備後63 3	新 和 教	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管 理指導	平成26年2月1日
ケアサービスあや	同 市野口町野口129 106 OACビル1F	オークラサービス株式 会社	訪問介護、介護予防 訪問介護	同 年4月1日

ケアプランセンターたか	同上	同上	居宅介護支援	同
訪問介護ステーション四季彩	加古川市東神吉町西井ノ口603 1 セレクト 204号	合同会社A j u g a	訪問介護、介護予防訪問介護	同
オアシストレーニングサービス野口東	同 市野口町古大内306	株式会社マルシュウ	通所介護、介護予防通所介護	平成26年5月1日
おおぐに調剤薬局	同 市西神吉町大國670 21	株式会社メディケート	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	同
共立会病院通所リハビリセンター	同 市米田町平津596	医療法人共立会	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション	平成26年5月7日
居宅介護支援事業所赤とんぼ(日山)	たつの市龍野町日山38 36	K & K株式会社	居宅介護支援	同 年4月1日
レオ・ケアステーション西播磨	同 市龍野町島田114	株式会社レオ・ソリューションズ	訪問介護、介護予防訪問介護	同 年5月1日
特別養護老人ホーム瀬戸内ホーム	赤穂市尾崎字向山2470 469	社会福祉法人なごみ	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	同 年4月1日
医療法人尚和会宝塚リハビリテーション病院	宝塚市鶴の荘22 2	医療法人尚和会	訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	同 年1月1日
訪問介護事業所ケティールハウス	同 市長寿ガ丘21 48	N P O法人ケティールハウス	訪問介護、介護予防訪問介護	同 年3月1日
医療法人社団晃成会岩津外科胃腸外科クリニック	同 市光明町1 9	医療法人社団晃成会	訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション	同
ひかり調剤薬局山本店	同 市山本東2 7 12	有限会社グローリー	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成26年4月1日
ダスキンヘルスレント宝塚ステーション	同 市山本野里1 74 1 102	株式会社アールピー	福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売	同
ちえの和訪問看護ステーション	同 市末成町19 24	株式会社福祉ステーションちえの和	訪問看護、介護予防訪問看護	同
ちえの和ケアプランセンター	同上	同上	居宅介護支援	同

エルケア株式会社エルケアデイサービス宝塚	宝塚市栄町1-11-5 ジョイフローラ1階	エルケア株式会社	通所介護、介護予防通所介護	平成26年5月1日
オーリーブ三木訪問看護ステーション	三木市加佐字一ヶ坪273-2	医療法人社団栄宏会	訪問看護、介護予防訪問看護	同 年3月1日
太陽と月の家	同 市志染町広野1-142	株式会社太陽と月	訪問介護、介護予防訪問介護	同 年4月1日
ティエス調剤薬局三木市民病院前店	同 市加佐字前90-1 メゾンエクセル	有限会社ティエスプラン	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	同 年5月1日
ポラリスデイサービスセンター曽根	高砂市曽根町2825-12	株式会社bonobo	通所介護、介護予防通所介護	同
栄宏会小野病院	小野市天神町973	医療法人社団栄宏会	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション	平成26年4月1日
鶴野接骨院リハビリデイサービストナリノ	同 市本町1-70-4	ウェルネスステージ株式会社	通所介護、介護予防通所介護	同 月21日
三田きらくえん居宅介護支援事業所	三田市下深田字菊ヶ谷36-36	社会福祉法人きらくえん	居宅介護支援	同 月1日
アニューブリッジ訪問介護事業所	同 市福島697-3 新三田オレンジハイツ206	アニューブリッジ合同会社	訪問介護、介護予防訪問介護	同 月20日
佐藤皮膚科	同 市けやき台1-10-1	佐藤直樹	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成26年5月1日
訪問介護ステーションリパティスクエア	同 市けやき台4-39-2	株式会社リパティスクエア	訪問介護、介護予防訪問介護	同
ニチケアセンターウッドタウン	同 市けやき台3-12-5	株式会社ニチイ学館	訪問介護、居宅介護支援、通所介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護	同
居宅介護支援事業所ふるさと	丹波市柏原町柏原1303-1	株式会社ふるさと	居宅介護支援	平成26年4月2日
山崎眼科	南あわじ市市小井字川西451-57	医療法人社団山崎眼科	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導	同 月1日
まどか園ユニット型ショートステイ	宍粟市一宮町福知1030-1	社会福祉法人正久福祉会	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	同 月25日

加東市地域包括支援センター	加東市社50	加東市長	地域包括支援センター	平成26年2月24日
加東市訪問看護ステーション	同 市家原85	同 上	訪問看護、介護予防訪問看護	同 年4月1日



## 兵庫県告示第575号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成26年6月24日

兵庫県知事 井戸 敏三

## 1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
大西メディカルクリニック	加古郡稲美町国岡2-9-1	事業所名称	大西整形外科クリニック	大西メディカルクリニック	平成26年4月1日

## 2 廃止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	サービス種類	廃止年月日
エルケア株式会社エルケア芦屋ケアセンター	芦屋市春日町14-22 芦屋パインクレスト101A	エルケア株式会社	訪問介護、介護予防訪問介護	平成26年3月31日
訪問介護ステーション四季彩	加古川市東神吉町西井ノ口字沖田375-1 パルスビル201	合同会社A j u g a	同 上	同
岩津外科胃腸外科クリニック	宝塚市光明町1-9	医療法人社団晃成会	訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション	平成26年3月1日
三田きらくえん居宅介護支援センター	三田市下深田字菊ヶ谷36-2 レオパレス三田ウチダ館205号	社会福祉法人きらくえん	居宅介護支援	同 月31日
居宅介護支援事業所ふるさと	丹波市春日町栢野707	株式会社ふるさと	同 上	平成26年4月1日
聖隷ケアプランセンター淡路	淡路市浜1-45	社会福祉法人聖隷福祉事業団	同 上	同 年3月31日
加東市地域包括支援センター	加東市社25	加東市長	地域包括支援センター	同 年2月23日
加東市訪問看護ステーション	同 市家原130	同 上	訪問看護、介護予防訪問看護	同 年3月31日

兵庫県告示第576号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成26年 6月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	指定年月日
山 口 輝 子	さくら整骨院	明石市西明石南町 2 12 21	平成26年 5月 9日
藤 井 敦 志	フジイ整骨院・鍼灸院	たつの市龍野町日飼341 7	同 年 4月22日
横 山 修 作	よこやま鍼灸整骨院	宝塚市山本西 2 7 3 101	同 年 5月 1日
福 岡 優	ヒマワリ鍼灸整骨院	小野市天神町946 2	同 年 4月23日
羽 田 真 人	羽田接骨院	淡路市志筑1732	同 年 3月 1日

兵庫県告示第577号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定施術者から廃止の届出があった。

平成26年 6月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

廃止の届出があった指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	廃止年月日
羽 田 真 人	羽田接骨院	淡路市志筑1676 1	平成26年 2月28日

兵庫県告示第578号

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第30条に規定する平成26年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成26年 6月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 免許職種、試験日時及び試験場所

区 分		免許職種	試 験 日 時	試 験 場 所
学 科 試 験	指導方法	全職種	平成26年 9月 5日(金) 午前11時から正午まで	兵庫県立のじぎく会館 神戸市中央区山本通 4 丁目 22番15号
	関連 学科	系基礎学科	和裁科 平成26年 9月 5日(金) 午後 1 時30分から午後 2 時30分まで	
		専攻学科	和裁科 平成26年 9月 5日(金) 午後 2 時50分から午後 3 時50分まで	

なお、実技試験は実施しない。



## 2 試験の科目

免許職種	学 科 試 験 の 科 目
全職種	指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）
和裁科	1 指導方法（上記指導方法に同じ。） 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具及び見積り） イ 縫製法（縫製法及び縫製用材料） ウ 安全衛生（安全管理及び衛生管理） (2) 専攻学科 ア 和裁法（裁縫工程、和服の種類及び裁縫法） イ 被服学（被服史、被服論、被服科学及び服装美学）

## 3 受験資格

## (1) 和裁科

次のアからウのいずれかに該当する者で職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第46条の規定により実技試験の全部が免除されるもの

ア 法第44条第1項の規定による技能検定に合格した者

イ 規則第45条の2第2項及び同条第3項に規定する者

ウ 職業訓練指導員試験の受験資格を定める告示（昭和45年労働省告示第17号及び昭和63年労働省告示第38号）に規定する者

## (2) その他の免許職種

上記(1)のアからウまでのいずれかに該当する者で規則第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除されるもの

## (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

## 4 合否判定基準

(1) 指導方法、系基礎学科及び専攻学科の全てについて満点の6割以上の得点があり、かつ、系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて満点の5割以上の得点がある場合は、合格とする。

(2) 指導方法について満点の6割以上の得点がある場合（上記(1)に該当する場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。

(3) 系基礎学科又は専攻学科について満点の6割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて満点の5割以上の得点がある場合（上記(1)に該当する場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。

## 5 受験手続

## (1) 受験申請書類

ア 受験申請書

イ 受験資格を証明する書類

## (2) 申請書類の提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課人材育成班

## (3) 申請書類の提出期間

平成26年7月7日（月）から同月23日（水）まで

（受付は、午前9時から午後5時まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

なお、郵送による場合は、簡易書留とし、平成26年7月23日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。

## (4) 受験手数料

3,100円

手数料は、兵庫県収入証紙を受験申請書に貼付して納付するものとする。

(5) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

6 合格発表

平成26年 9月26日（金）に兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課入口に掲示するとともに県ホームページに掲載するほか、合格者に通知する。

7 その他

(1) 受験申請書は、兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課、各県民局・県民センター及び公共職業能力開発施設において配布する。

(2) 受験申請書の郵送を希望する者は、返信用封筒（角形2号）（宛先を明記の上140円分の切手を貼る。）を添えて、兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課に申し込むこと。

(3) 受験についての問合せ先

兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課人材育成班  
電話（078）362 - 3369（直通）



兵庫県告示第579号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
平成26年 6月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
栗柄土地改良区	平成26年 5月30日
本郷土地改良区	同



兵庫県告示第580号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の退任の届出があった。

平成26年 6月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

社土地改良区

氏 名 住 所  
檜 原 喜 八 郎 加東市山国1289番地



兵庫県告示第581号

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項に規定する平成26年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成26年 6月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開催日時

平成26年 8月25日及び同月26日

2 開催場所

美方郡新温泉町丹土1033番地  
兵庫県立但馬牧場公園

3 受講対象者

家畜の取引の業務に従事しようとする者

4 講習内容及び時間

講習科目	時間
(イ) 家畜の取引に関する法令	4時間
(ロ) 家畜の品種及び特徴	4時間
(ハ) 家畜の悪癖・機能障害及び疾病	6時間

5 受講手続

(1) 提出書類

受講申込書（受講申込書提出前6か月以内に撮影した無帽正面上半身像の写真を貼付）  
県民局、県民センター（農林（水産）振興事務所）において配布する。

(2) 受付期間

平成26年7月22日から8月5日まで

なお、郵送による場合は簡易書留とし、平成26年8月5日までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

住所地を管轄する県民局、県民センター（農林（水産）振興事務所）

ただし県外に住所を有する者にとっては、各都道府県の畜産主務課を通じて提出するものとする。

(4) 受講手数料

3,200円相当額の兵庫県収入証紙を受講申込書に貼り付けること。

ただし、受講申込書受付後、手数料は返還しない。

6 問合せ先

兵庫県農政環境部農林水産局畜産課肉用牛振興班  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
電話（078）341 - 7711 内線4088



兵庫県告示第582号

昭和63年兵庫県告示第1541号（漁業災害補償法の規定に基づく区域を定めたもの）の一部を次のように改正する。

平成26年6月24日

兵庫県知事 井戸敏三

法第125条の2に規定する養殖業中

「東由良町加入区 東由良町漁業協同組合の区域」  
を削る。



兵庫県告示第583号

平成11年兵庫県告示第538号（漁業災害補償法に基づく地先水面を分けて定める一定の区域）の一部を次のように改正する。

平成26年6月24日

兵庫県知事 井戸敏三

法第104条第1号に掲げる漁業中

「東由良加入区 東由良町漁業協同組合の区域」  
を削る。

法第125条の2に規定する養殖業中

「東由良加入区 東由良町漁業協同組合の区域」  
を削る。



兵庫県告示第584号

平成25年兵庫県告示第1022号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成26年 6月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第104条第 2 号に掲げる漁業中、東由良区域（東由良町漁業協同組合の地区）の項を削り、由良町区域（由良町漁業協同組合の地区）の項を次のように改める。

由良町区域 ( 由良町漁業協同組合の地区 )	1 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	3 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	4 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	5 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
	6 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
	7 総トン数10トン未満の漁船により主としてたこつぼを使用して営む漁業
	8 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1 から 7 までに掲げる漁業以外の漁業



兵庫県告示第585号

森林法( 昭和26年法律第249号 )第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年 6月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
養父市畑字柳サコ237、241の 1 から241の 4 まで、字カシカタニ18、19、20の 1、20の 2
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字柳サコ237・241の 1 から241の 4 まで・字カシカタニ20の 2 ( 以上 6 筆について、次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第586号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年6月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
住友電気工業株式会社伊丹製作所  
伊丹市昆陽北1丁目1番1号  
所長 近 藤 和 之
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
住友電気工業株式会社伊丹製作所  
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設		
能 力	製品：20.2kg/日		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後3日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	3 ~ 9	3 ~ 9
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg / L)	50以下	100
	化学的酸素要求量 (単位 mg / L)	50以下	100
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg / L)	50以下	100
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg / L)	2 以下	3
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m <sup>3</sup> / 日)	0.09	0.52	

備考 汚水等は公共下水道に放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成26年6月24日から同年7月15日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び伊丹市市民自治部環境政策室環境保全課

兵庫県告示第587号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項及び同法第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置及び構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の設置及び構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 6月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
株式会社ゴーセン天神工場  
加東市天神220番地  
取締役常務執行役員天神工場長 大 橋 一 宏
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
株式会社ゴーセン天神工場  
加東市天神220番地
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	19号ト 染色施設 (No. 1、No. 2 )	74号 特定事業場から排出される水の処理施設			
能 力	30kg / 日・基	100m <sup>3</sup> / 日			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既設	同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既設	同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許可後	同 左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時～17時 8時間	24時間連続			
使用時間の季節的変動の概要	なし	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	6.5～9.5	6.5～9.5	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg / L)	160	180	42	43
	化学的酸素要求量 (単位 mg / L)	100	130	57	58
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg / L)	20	40	42	43
	窒 素 含 有 量 (単位 mg / L)	38	50	21	28
	燐 含 有 量 (単位 mg / L)	1.4	2.8	0.047	0.09
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> / 日)	3.5 / 基	5 / 基	70	90	

(4) 排出水の汚染状態及び量

変更前後の区分		変更前			
排水口名		No. 2	No. 4	No. 5	No. 3、No. 6 ~ No. 12
排水量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	通常	1.5	1.5	0.3	雨水専用
	最大	1.5	1.5	0.3	
水素イオン濃度 (水素指数)	通常	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	
	最大	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	90	90	90	
	最大	90	90	90	
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	80	80	80	
	最大	100	100	100	
浮遊物質 (単位 mg/L)	通常	60	60	60	
	最大	70	70	70	
窒素含有量 (単位 mg/L)	通常	85	85	85	
	最大	90	90	90	
りん含有量 (単位 mg/L)	通常	10	10	10	
	最大	11	11	11	

変更後	
No. 2	No. 3 ~ 10
1.2	雨水専用
1.2	
5.8~8.6	
5.8~8.6	
90	
90	
80	
100	
60	
70	
85	
90	
10	
11	

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成26年6月24日から同年7月15日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び加東市市民安全部生活課



兵庫県告示第588号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 6月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量(3級基準点測量)
- 2 作業期間  
平成26年 6月16日から同年 7月31日まで
- 3 作業地域  
西宮市小松北1丁目ほか



兵庫県告示第589号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年 6月24日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成26年 6月24日から 2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年 6月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 川 西 篠 山 線	川西市錦松台77番2から 同 市錦松台152番1まで	旧	26.0から 28.0まで	18.0	
		新	25.0から 28.0まで	18.0	



兵庫県告示第590号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成26年 6月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
平 福 (1)	佐 用 郡	佐 用 町	平 福	的 場	120番1の一部、129番1の一部、131番2、 129番1地先の道路敷の一部、131番2地先 の道路敷の一部
				築 場 ノ 上	138番1の一部、138番8の一部、147番の一 部、148番の一部、147番から148番に至る地 先の道路敷の一部
				山 本 ノ 下 夕	149番の一部



兵庫県告示第591号

景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。)第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書(以下「準備書」という。)の提出があった。



については、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成26年 6月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
 名称 アンダーツリー株式会社  
 代表者の氏名 木下 春雄  
 住所 大阪市西区西本町1 2 8
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
 名称 (仮称)K I C O N A川西火打店  
 所在地 川西市火打1丁目340 1 他
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課  
 縦覧期間 平成26年 6月24日から同年 7月 7日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先  
 提出期間 平成26年 6月24日から同年 7月 7日まで  
 提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



兵庫県告示第592号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成26年 6月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H25但豊位置 0003号	26.6.5	豊岡市日高町国分寺字谷ヶ本117番地の一部	4.07	25.87



兵庫県告示第593号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成26年 6月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H25丹波位置 0004号	26.6.10	丹波市氷上町石生字東藪2327番2の一部、 2327番2地先水路	6.00	69.80



兵庫県告示第594号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成26年 6月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指 定 年 月 日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H25淡路位置 0005号	26.6.6	淡路市久留麻字田尻28番2の一部	6.00~6.17	71.38

公 告

工場跡地等再生促進地区の指定

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号）第5条第3項の規定により、次のとおり拠点地区を指定したので、同条第4項の規定により公表する。

平成26年 6月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 拠点地区の種別  
工場跡地等再生促進地区
- (2) 指定の申出をした市町長  
西脇市長
- (3) 指定の申出に係る地区の名称、区域及び面積  
にしわき平野東工場公園工場跡地等再生促進地区  
西脇市平野町及び板波町の一部 約12.5ヘクタール
- (4) 指定日  
平成26年 6月24日



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成26年 6月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称（仮称）お宝市番館姫路店  
所在地 姫路市花田町一本松87番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 宗教法人自然帰依教  
住所 大阪府富田林市大字横山166番地1  
代表者の氏名 秦 潤 子
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社イーグル  
住所 加古川市加古川町河原277番1  
代表者の氏名 笹 部 隆 三
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成27年 2月 7日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,813平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数  
128台
- (2) 駐輪場の収容台数  
30台
- (3) 荷さばき施設の面積  
32平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
14.4立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社イーグル	24時間営業	

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口 1 箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時から午後 10 時まで

8 届出年月日

平成26年 6月 6日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第 1 課
- (2) 縦覧期間  
平成26年 6月24日から 4 月間

10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成26年10月24日
- (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告  
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年 6月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市曾根町字北栄943番 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
高砂市曾根町2410番地の 9  
長 田 正 博
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成26年 3月26日  
兵庫県指令東播(加土)(建)第 1 - 36号(25高砂)



## 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年6月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
揖保郡太子町矢田部字大見度135番13、137番7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
揖保郡太子町東保517番地の3  
泰成建設株式会社 代表取締役 中村昭則
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成26年4月10日  
兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-4号(26太子)

~~~~~

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成26年6月24日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 調達内容
  - (1) 調達物品及び数量  
兵庫県総合財務会計システム用プリンタ機器(賃貸借)
  - (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
  - (3) 契約期間  
平成26年10月1日(水)から平成31年9月30日(月)まで(5年間)
  - (4) 納入場所  
議会事務局総務課ほか計294箇所(詳細は別途指定する場所とする。)
  - (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。
- 2 一般競争入札参加資格
  - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納税局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
  - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
  - (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札の参加申込み及び入札の方法等  
入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。
  - (1) 書面による入札
    - ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 津島

電話(078)341-7711 内線4935 F A X (078)362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成26年6月24日(火)から7月8日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から午後4時まで(午後0時30分から午後1時30分までを除く。)

ウ 入札・開札の日時及び場所

平成26年8月5日(火)午後3時30分 兵庫県庁西館 1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成26年8月4日(月)午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

「兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)」の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成26年6月24日(火)午前9時から7月8日(火)午後4時まで(土曜日及び日曜日を除く。)

イ 入札の日時

平成26年7月29日(火)午後5時から8月5日(火)午後3時30分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成26年6月25日(水)から7月18日(金)まで(持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(持参の場合は、午後0時30分から午後1時30分までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、平成26年6月25日(水)から7月8日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、7月8日(火)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

(7) 事前協議申込書

(4) 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はF A Xにより提出すること。

オ 確認の結果

平成26年7月29日(火)午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成26年8月4日(月)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

## (3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

## (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成26年8月20日(水)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(1) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要作成

## (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

## (1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

## (2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Printer apparatus for the Hyogo synthesis financial accounting systems (Lease)

## (3) Lease period: October 1, 2014 - September 30, 2019

## (4) Delivery location:

Hyogo Prefectural Assembly Secretariat General Affairs Division (5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo Prefecture) and 293 other places (as specified in the tender documentation)

## (5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 July 8, 2014

## (6) Deadline for tender:

15:30 August 5, 2014 by direct delivery and electronic bidding system

17:00 August 4, 2014 by mail

## (7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Tsushima, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4935

県 議 会 事 務 局 公 告

落札者等の公示

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成26年 6月24日

契約担当者

兵庫県議会事務局長 善 部 修

- 1 落札に係る役務の名称及び数量  
兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」 102、 103、 104の制作等業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県議会事務局調査課 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成26年 5月14日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社神戸新聞総合印刷 神戸市中央区東川崎町 1 丁目 5 番 7 号
- 5 落札金額  
31,914,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成26年 4月 1 日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

兵庫県選挙管理委員会告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成26年 6月24日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数 90,845

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 667,779



兵庫県選挙管理委員会告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第 1 項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 等の数」という。）は、次のとおりである。

平成26年 6月24日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

| (選 挙 区 名) | (選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数) |
|-----------|------------------------------|
| 神戸市東灘区    | 56,269                       |
| 神戸市灘区     | 35,109                       |
| 神戸市中央区    | 33,682                       |
| 神戸市兵庫区    | 29,952                       |
| 神戸市北区     | 61,058                       |
| 神戸市長田区    | 27,061                       |
| 神戸市須磨区    | 45,425                       |
| 神戸市垂水区    | 60,939                       |
| 神戸市西区     | 66,177                       |
| 姫 路 市     | 138,036                      |
| 尼 崎 市     | 126,493                      |
| 明 石 市     | 79,818                       |
| 西 宮 市     | 127,585                      |
| 洲 本 市     | 12,964                       |
| 芦 屋 市     | 26,192                       |
| 伊 丹 市     | 53,298                       |
| 相 生 市     | 8,559                        |
| 豊 岡 市     | 23,425                       |
| 加 古 川 市   | 72,277                       |
| たつの市及び揖保郡 | 30,500                       |
| 赤穂市及び赤穂郡  | 18,194                       |
| 西脇市及び多可郡  | 17,728                       |
| 宝 塚 市     | 62,478                       |
| 三 木 市     | 22,002                       |
| 高 砂 市     | 25,243                       |
| 川西市及び川辺郡  | 52,036                       |
| 小 野 市     | 13,137                       |
| 三 田 市     | 30,593                       |
| 加 西 市     | 12,590                       |
| 篠 山 市     | 11,990                       |
| 養 父 市     | 7,186                        |
| 丹 波 市     | 18,358                       |
| 南 あ わ じ 市 | 13,819                       |
| 朝 来 市     | 8,937                        |
| 淡 路 市     | 13,090                       |
| 宍 粟 市     | 11,252                       |
| 加 東 市     | 10,651                       |
| 加 古 郡     | 17,846                       |
| 神 崎 郡     | 12,225                       |
| 佐 用 郡     | 5,308                        |
| 美 方 郡     | 9,906                        |

~~~~~

兵庫県選挙管理委員会告示第42号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55



条第2項及び第4項第2号(最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和23年政令第122号)第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。)の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号(不在者投票のできる施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成26年 6月24日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武 田 丈 蔵

2 老人ホームの表加古川市の項中

	特別養護老人ホーム 陽だまりの家	同 市平岡町土山字川池423 17
--	------------------	-------------------

	特別養護老人ホーム 陽だまりの家	同 市平岡町土山字川池423 17
	地域密着型小規模特別養護老人ホーム 第二鹿兎の郷	同 市平荘町山角251 2

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第43号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定を取り消した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号(市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成26年 6月24日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武 田 丈 蔵

表新温泉町の項中

	竹田公民館	新温泉町竹田466 1
	塩山公民館	新温泉町塩山855 1

	竹田公民館	新温泉町竹田466 1
--	-------	-------------

に改める。

教 育 委 員 会 規 則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 6月24日

兵庫県教育委員会  
委員長 山 口 徹

兵庫県教育委員会規則第8号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則（平成25年兵庫県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1 学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項及び学校薬剤師の補償基礎額の項を次のように改める。

学校医及び学校歯科医の補償基礎額	5,943円	7,720円	9,400円	10,653円	11,538円	12,285円
学校薬剤師の補償基礎額	5,020円	6,048円	6,880円	8,078円	8,998円	9,475円

別表第1 備考2 を次のように改める。

- 2 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院において博士の学位の授与を受けるに必要な能力を与えるための課程を修了した者にあつては、医師等としての経験年数に4年を加えた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用する。

別表第2 最低限度額の欄及び最高限度額の欄を次のように改める。

最低限度額	最高限度額
5,024円	13,040円
5,611円	13,447円
6,104円	16,281円
6,524円	18,834円
6,601円	21,784円
6,708円	24,532円
6,375円	25,376円
5,922円	24,114円
4,723円	19,167円
3,930円	15,001円
3,930円	13,040円

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1の規定は、平成26年4月1日以後に支給すべき事由が生じた休業補償並びに傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の休業補償及び年金たる補償の補償基礎額については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則別表第2（年齢階層が25歳以上30歳未満、30歳以上35歳未満、35歳以上40歳未満、40歳以上45歳未満、45歳以上50歳未満、50歳以上55歳未満、65歳以上70歳未満及び70歳以上である場合の最低限度額並びに年齢階層が25歳以上30歳未満、40歳以上45歳未満及び60歳以上65歳未満である場合の最高限度額に係る部分を除く。）の規定は、平成26年4月1日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の休業補償及び年金たる補償の補償基礎額については、なお従前の例による。
- 4 改正後の規則別表第2（年齢階層が25歳以上30歳未満、30歳以上35歳未満、35歳以上40歳未満、40歳以上

45歳未満、45歳以上50歳未満、50歳以上55歳未満、65歳以上70歳未満及び70歳以上である場合の最低限度額並びに年齢階層が25歳以上30歳未満、40歳以上45歳未満及び60歳以上65歳未満である場合の最高限度額に係る部分に限る。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支給すべき事由が生じた休業補償及び年金たる補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の休業補償及び年金たる補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

## 公安委員会告示

### 兵庫県公安委員会告示第197号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習」という。)及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「追加取得講習」という。)について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成26年6月24日

兵庫県公安委員会  
委員長 橋本 猛 伸

#### 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

##### (1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「雑踏・交通誘導警備業務」という。)

##### (2) 実施日

###### ア 新規取得講習

平成26年7月28日(月)から同年8月4日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の6日間

###### イ 追加取得講習

平成26年7月31日(木)から同年8月4日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の3日間

##### (3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

##### (4) 修了考査の実施

新規取得講習及び追加取得講習ともに、8月4日(月)に修了考査(新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分)を実施する。

#### 2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で60人とする。

#### 3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

##### (1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

##### (2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責

任者講習修了証明書（雑踏・交通誘導警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

#### 4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成26年6月30日(月)から同年7月11日(金)までの間(土曜日及び日曜日を除く午前10時00分から午後5時30分まで)

#### 5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課(生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)の警備業担当係

#### 6 申込時の提出書類

##### (1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 次に掲げるいずれかの書面

(ア) 前記3の(1)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(エ) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(オ) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

##### (2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 次に掲げるいずれかの書面

(ア) 前記3の(2)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(エ) 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(オ) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

#### 7 受講手数料

新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

#### 8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書(警備業法令集等)

#### 9 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、原則として受講者本人が行うものとする。

(3) 郵送による申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。

(5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

(6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布する。

10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階  
一般社団法人兵庫県警備業協会

11 問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話(078)341-7441 内線3046
- (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会  
電話(078)252-0166